

企業立地促進対策事業
 <原油価格・物価高騰対策事業> Q & A

R5.2.8

令和5年2月作成

Q1. この助成金の対象者は？

A. 株式会社など、会社法第2条第1号に規定する会社を対象となります。そのため、個人や組合などでの申請はできません。

Q2. この助成金の対象業種は？

A. 別表1に該当する業種が対象です。なお、地元市町の産業振興に係る助成金の対象となっている場合も、この助成金の対象とします。

<別表1>対象業種は次のとおり（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号））

分類番号	業種名	分類番号	業種名	分類番号	業種名
09	食料品製造業	23	非鉄金属製造業	45	水運業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	24	金属製品製造業	47	倉庫業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業	48	運輸に附帯するサービス業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業	50	各種商品卸売業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	52	飲食料品卸売業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業	5311	木材・竹材卸売業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業	5411	農業用機械器具卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業	5511	家具・建具卸売業
18	プラスチック製品製造業	32	その他の製造業	72	専門サービス業
19	ゴム製品製造業	39	情報サービス業	73	広告業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	40	インターネット付随サービス業	74	技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業
22	鉄鋼業	44	道路貨物運送業		

その他知事が特に認める業種

Q3. 投資額の50%を助成する創エネ設備の対象は？

A. 太陽光発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーを使った発電設備や蓄電池のみ対象です。ただし、売電目的の投資は対象外です。また、創エネ設備に付随する設備は15%とします。

区分	助成対象	対象地域	助成率	助成限度額	投資下限額
創エネ	建物 ・ 設備	県内 全域	創エネ設備 投資額×50% (創エネ設備に付随する設備は投資額×15% (※1))	2億円	1,000万円 (税抜)
省エネ・DX等による生産性向上			省エネ関連設備又はDX等による生産性向上のための設備 投資額×15% (※1) (中山間地域は設備投資額×20%)	2億円	3,000万円 (税抜)

(※1) 中山間地域（別表2・Q19参照）は設備投資額×20%

- 注1 創エネ、省エネ・DXによる生産性向上の区分を複数申請する場合の投資下限額は、合わせて3,000万円となります。
- 注2 本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により、交付額が上記により算出した額を下回る場合もあります。
- 注3 売電設備は対象外です。一方、売電目的ではない根拠があれば、割合に応じて対象となる場合もあります。

Q4. 投資額の15%を助成する省エネ・DX等による生産性向上のための設備投資の対象は？

A. 工場などで使用している設備を更新や新設する際に、新しい設備が従来の設備より省エネやDX等による生産性向上のための投資である場合に助成対象となります。そのため、単に同じ設備の入れ替えなどの投資については助成の対象になりません。交付申請書を提出する際に、省エネやDX等による生産性向上の内容を証明できる資料を作成し、提出してください。また、原則として固定資産台帳に登録するものが対象です。

このほか、以下の設備・工事も対象になります。

省エネできる設備

- (・高性能ボイラー ・冷凍冷蔵設備 ・業務用エアコン ・LED照明機器
- ・コンプレッサー ・換気ファン ・エネルギー使用料を計測する装置等)

省エネ診断等の設備導入前後に実施する調査費用

遮熱・断熱工事

対象設備の設置費用

※対象設備について不明な場合は、県内投資促進課までお問い合わせください。

Q5. パソコンやソフトウェアのみの投資でも対象になりますか。

A. 対象になりません。施設や設備を含めた投資が対象となります。

Q6. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。

A. 原則として、助成の対象は固定資産台帳に登録するものに限りません。

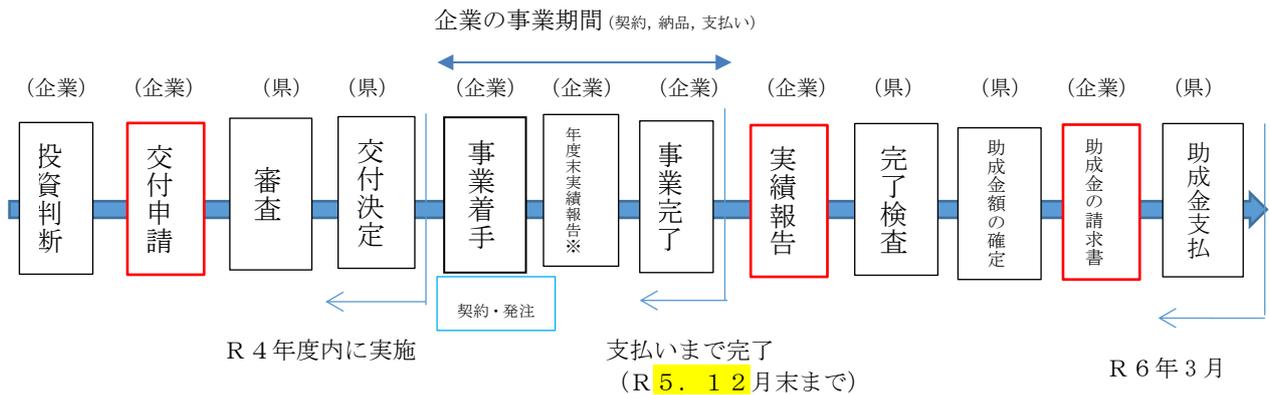
また、例えば次のようなものは助成対象となりません。

- ・ 交付決定前に事業着手したもの
- ・ 土地の取得・賃借に係る経費
- ・ 生産したエネルギーを他社に販売する設備
- ・ 地鎮祭費
- ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分※資本関係のあるグループ会社等から調達する機械・設備は原価のみ助成対象とし、原価がわかる根拠資料（発注書、見積書等）を添付すること。
- ・ 既存設備の解体、撤去費、移転・移設費
- ・ 事務所棟 ・ 食堂 ・ 寮
- ・ トラック、営業用車両等
- ・ 公的機関への各種申請費用
- ・ 事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、美術品等）
- ・ 消耗品
- ・ 工期終了後に契約、発注したもの
- ・ 中古の機器、設備
- ・ 県外の事業所や工場等に設置した機械・設備
- ・ リースによる設備投資
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税）

- ・国の設備投資に関する助成金（先進的省エネルギー投資促進支援事業，サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費助成金等）を活用する設備

Q 7. 助成金を受け取るまでの手続きの流れは？

A. 次のとおりです。申請書の提出は，事業着手前の「交付申請」と R5 年 3 月末の「年度末実績報告」，事業完了後の「実績報告」の 3 度行う必要があります。企業の事業期間（投資期間）とは，契約・発注などの事業着手から，設備導入，支払いまでの期間を指します。



※R 4 年度内に事業を完了した場合，年度末実績報告は不要

Q 8. 交付申請はいつ行う必要がありますか？

A. 交付申請は県が設定する受付期間に行ってください。受付期間はホームページなどで別途お知らせします。受付後，県が設置する審査会において，提出書類による審査・評価採点を行い，その結果を踏まえ，予算の範囲内で採択事業者を決定します。なお，予算の関係上，令和 5 年 4 月以降に申請を受け付けることはありませんのでご注意ください。

また，事業着手までに交付決定を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても，着手していた事業については，助成金の対象外となります。

Q 9. 事業着手の考え方は？

A. 助成金の対象となるものは，交付決定日以降に事業着手した建物や設備等となります。事業着手の日の考え方は，原則として，建物の建設については，工事請負契約書等に定める着手の日とし，設備については，当該設備等に係る契約・発注の日とします。

Q 1 0. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。

A. 原則として交付申請の受付から 10 日以内に審査を，審査日から 7 日以内に交付決定を行います。書類審査等に時間を要する可能性もあるため交付申請から 1 か月前後かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行っていただきますようお願いします。

Q 1 1. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は，手続が必要ですか。

A. 交付決定後，次に該当する場合は，事業計画の変更承認申請が必要になります。

- ・投資期間及び操業開始予定日が遅れる場合

- ・ 交付申請時に導入予定であった設備等とまったく違う設備等を導入する場合
（数量の変更，設備等能力の大小など軽微な変更は除く）
 - ・ 交付申請時の投資予定額から 20%以上の減少が見込まれる場合
- なお，交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q 1 2. 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A. 原則として令和 5 年 1 2 月末までに，事業完了させる必要があります。助成対象事業に係る支払いまで完了させてください。

Q 1 3. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。

A. 事業完了後，速やかに（15 日以内程度）実績報告を行ってください。

Q 1 4. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。

A. 原則として，請求書，振込明細書（振込依頼書），領収書の写しを添付してください。

Q 1 5. 助成金により購入した設備等を売却することはできますか。

A. 助成金の額の確定をしてから 3 年が経過するまでの間に，助成対象となった財産を処分する場合は，事前に知事の承認を受けてください。

（処分：目的外使用，譲渡，交換，貸付け，廃止又は担保権等の設定）

この場合，償却期間が満了していない財産については，残存簿価（圧縮記帳している場合には，圧縮記帳前の価額を元に償却した簿価）に助成率を乗じた額の返還を求めることがあります。

また，助成金の額の確定をしてから 3 年が経過するまでの間に，事業を休止・廃止する場合にも，事前に知事の承認を受ける必要があります。

Q 1 6. 他の助成制度と併用できますか。

A. 国の省エネ，省エネ・DX 等による生産性向上のための設備投資に関する補助金（先進的省エネルギー投資促進支援事業，サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金，ものづくり・商業・サービス補助など）を活用する設備等は対象外としています。そのほかの市町等の補助制度と重複する場合，この助成金については，助成金（補助金）額の合計額が投資額を下回る限りは減額を行わず，協調的に助成しています。ただし，助成事業によっては，市町等において他の助成制度との併用を認めないものもありますので，個別に当該市町等に確認してください。

Q 1 7. 投資期間（事業期間）はいつからいつまでですか。

A. 投資期間とは，事業着手から事業完了までを意味し，事業着手とは Q 9 のとおりです。また，事業完了とは，投資対象に係る支払完了までを指します。

Q 1 8. 中古物件の取得は対象となりますか。

A. 建物の取得については，改修を伴う投資の場合は対象とします。この場合，取得価格と取得時の固

定資産税評価額のいずれか低い額を、助成金対象の費用とします。

Q19. 交付申請の随時受付とは、先着順で交付決定されるということですか。

A. 受付後は書類の不備などがなければ確認できたものから審査し、交付決定を行います。予算の状況によっては、交付決定額の調整を行う場合もあります。

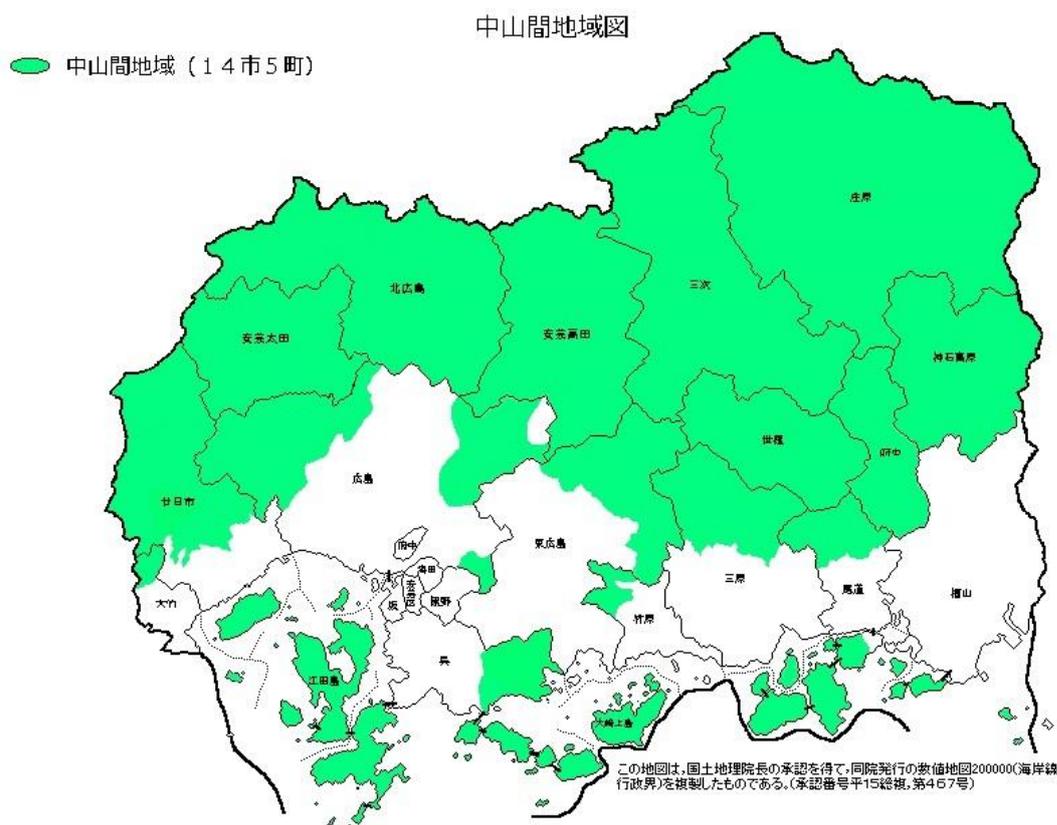
Q20. 中山間地域とはどの地域ですか。

A. 広島県では、①離島振興法、②山村振興法、③半島振興法、④過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(いわゆる過疎法)の4法のいずれかで指定された地域を中山間地域と定義付けています。

対象市町は令和4年7月現在、県内の以下の14市5町です。

- ・広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市の一部区域。
- ・府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の全域。※ 詳細は別表2参照

<別表2>中山間地域の対象は次のとおり



中山間地域一覧

現市町名	旧市町名	
広島市	旧広島市	うち、旧白木町(旧有保村、志屋村、高南村、三田村の区域)、旧熊野跡村(旧熊野跡村の区域)、旧五日市町(旧河内村の区域)、旧可部町(旧大林村

		の区域), 旧高陽町 (旧狩小川村の区域), 旧戸山村, 旧久地村, 旧小河内村の区域, 似島
	旧湯来町	全域
呉市	旧呉市	うち, 情島
	旧音戸町, 旧倉橋町, 旧下蒲刈町, 旧蒲刈町, 旧安浦町, 旧川尻町, 旧豊浜町, 旧豊町	全域
竹原市	—	うち, 旧賀永村, 旧田万里村の区域
三原市	旧三原市	うち, 佐木島, 小佐木島
	旧大和町, 旧久井町	全域
尾道市	旧尾道市	うち, 百島, 加島
	旧因島市, 旧瀬戸田町, 旧御調町, 旧向島町	全域
福山市	旧福山市	うち, 走島, 宇治島
	旧内海町	全域
府中市	全域	
三次市	全域	
庄原市	全域	
大竹市	—	うち, 旧栗谷村の区域, 阿多田島, 猪子島
東広島市	旧福富町, 旧豊栄町, 旧河内町	全域
廿日市市	旧佐伯町, 旧吉和村, 旧宮島町	全域
安芸高田市	全域	
江田島市	全域	
安芸太田町	全域	
北広島町	全域	
大崎上島町	全域	
世羅町	全域	
神石高原町	全域	